

資料編

四日市市議会の改革について

- 【資料1】 議会基本条例 逐条解説 P 1～20
- 【資料2】 四日市市議会基本条例 運用規程 P21～24
- 【資料3】 市議会モニター設置要綱 P25～26
- 【資料4】 議会報告会設置要綱・運営細則 P27
- 【資料5】 四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例 P28～29
- 【資料6】 政策サイクル 論点整理シート（様式） P30
提言チェックシート（様式） P31

令和8年度版

資料 1

四日市市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 議員の活動原則（第7条、第8条）

第3章 議案及び政策の審議及び調査（第9条～第19条）

第4章 市民との情報共有（第20条～第23条）

第5章 市民参加の推進（第24条～第26条）

第6章 議員間討議及び政策提案（第27条～第31条）

第7章 政治倫理及び議員報酬（第32条、第33条）

第8章 議会事務局等の充実（第34条、第35条）

第9章 見直し手続（第36条）

附則

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、その権能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割や責務は重要性を増している。

四日市市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である四日市市長とともに、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号）に基づく本市の意思決定機関である四日市市議会は、市民自治の実現により、市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与するために、以下に掲げる二つを推進するものとする。

一つは、「開かれた議会」として、市民との情報共有及び市民参加の推進であり、市政が直面する問題等を市民に明らかに示し、議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築する。

もう一つは、「言論の府」及び「立法の府」として、徹底した議論及び政策提言であり、議員間の討議を活性化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策立案及び政策提言を行う。

ここに、四日市市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにし、品格ある議会としてあるべき姿を定めるものとして、四日市市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

【解説】

四日市市議会は、平成 17 年に議員提案で制定した四日市市市民自治基本条例（理念条例）に基づき、市民にとって暮らしやすく住み続けたい、より良い四日市のまちづくりが実現するよう、市議会としての役割を果たすため活動しています。また、地方のことは地方で決めるという地方分権の時代において、議会の役割はますます重要になってきています。

本市議会では、これまでも、平成9年からの常任委員会・議会運営委員会の公開、平成 10 年の本会議のテレビ放送開始、平成 12 年の四日市市情報公開条例の全部改正をはじめとした議員提案による政策条例の制定改正、平成 16 年の議会運営についてさまざまなご意見をいただく市議会モニターの設置、平成 17 年の市政に関するさまざまな課題について全議員が一堂に会して意見交換を行う議員政策研究会の設置、平成 18 年からの市民との意見交換会としてのシティ・ミーティングの開催、平成 21 年からの各派代表者会議や議員説明会といった議会が開催する各種会議を原則公開など、さまざまな議会改革に取り組んできました。

さらに、今後求められる議会の機能、果たすべき役割を検証する中で、議会基本条例制定の必要性が認識され、条例制定に向けた検討を開始する契機となりました。

平成 21 年6月に議員政策研究会議会基本条例分科会において始められた検討により、平成 22 年 6 月には議会基本条例調査特別委員会に場を移し、条例についての調査研究・協議が重ねられ、その結果、議会のあるべき姿を「開かれた議会」、「言論の府」及び「立法の府」とし、「市民との情報共有」、「市民参加の推進」及び「議員間討議と政策提案」の三本柱を基本方針とした本条例を制定することとしました。

ここでは、前文として条例制定の背景及び必要性並びに本市議会の目指すべき方向性を規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、四日市市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本市議会は、四日市市が誰もが暮らしやすいまちとなるよう、市政の発展に貢献しなければなりません。この条例は、市政の発展のために議会が* 権能を発揮できるように、議会の基本理念・基本方針・基本的事項を示したことを説明するものです。

【用語解説】

* 権能：法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力のことをいいます。本市議会には、予算や条例制定などの市の重要事項について意思決定を行う議決権、独自に策定した条例案などについての議案提出権、市長等が行う事務に対する監視権、市政全般について独自に調査を行う調査権などのさまざまな権能が与えられています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

【解説】

この条例でよく使う用語で、明確な定義が必要なものについて定義をしています。

議会で議決し、市長等により執行される予算や実施される施策などは、本市内の事業所や学校に通勤・通学する人も対象となるものもあることから、「市民等」という用語も定義しています。

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。）の規定に基づく条例であり、議会に関するすべての例規に先んずる、議会における最高規範である。

【解説】

この条例を、本市議会に関するすべての*例規に優先するものと位置付けています。

この条例の目的や考え方が、議会に関するすべての例規に反映されなければなりません。

【用語解説】

*例規：条例や規則のことをいいます。本市議会に関するものとして、四日市市議会会議規則や四日市市議会委員会条例などがあります。

(基本理念)

第4条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

【解説】

議会のあるべき姿を、四日市市市民自治基本条例（理念条例）に規定されている

*市民自治の考え方をもとに定めています。

【用語解説】

*市民自治：市民、市の執行機関及び市議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。

（四日市市市民自治基本条例（理念条例）第2条第8号）

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。
- (3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策立案及び政策提言を行うこと。

【解説】

前条の基本理念に従い、議会が取り組むべき方針を定めています。

「市民との情報共有」、「議会活動への市民参加の推進」、「議員間討議の活性化による^{*1}政策立案、^{*2}政策提言」の3項目を柱とし、これらの実現に向けて、議会運営を行うことを定めています。

【用語解説】

^{*1} 政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することをいいます。

^{*2} 政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することをいいます。

(議会の位置付け)

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策立案機能及び政策提言機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

【解説】

ここでは、議会の位置付けを明確にし、役割を定めています。

議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対して意思決定を行う権限を持っており、そのために市民の代表者である議員が議論を尽くす必要があります。また、市長等による行政執行や予算執行が適正に行われているかをチェックする役割や、積極的な議論により、政策立案や政策提言を行う役割を併せ持っています。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

- 第7条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。
- 2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議員個人としての活動原則を定めています。

議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、議員としての資質向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を行うことで、常に市民から信頼を得られるよう努めなければなりません。

また、議員は、市民が持つさまざまな意見の把握による政策立案や政策提言の実施や、議会活動について市民への説明に努めなければなりません。

(会派)

- 第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。
- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【解説】

ここでは、議会内で考えを同じくする議員同士が*会派を結成することで、条例案の提出などの議会活動を円滑に実施できるよう定めています。

また、会派で調査研究を実施し、政策立案や政策提言を行うことや、会派同士の意見の調整などを行うことにより、議会活動・議会運営の円滑な実施に努める必要があります。

【用語解説】

* 会派：本市議会では3人以上の所属議員を有する団体を会派としています。

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(通年議会)

第9条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。

【解説】

これまでは、3か月ごとに開かれる定例会か、必要に応じて開かれる臨時会により、提案される議案に対する審査・議決を行ってきました。しかし、定例会、臨時会の開会手続に時間を要することや、議会の閉会中には、市長により地方自治法第179条第1項の規定に基づく^{*1}専決処分が行われることなどの課題がありました。

会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができます。

また、^{*2}常任委員会・^{*3}特別委員会の活動を活発化し、より慎重な議案審査や、より専門的な調査を行うことが可能になります。ここでは、特に常任委員会において、^{*4}所管事務調査が精力的に行われるよう定め、これにより各常任委員会が所管する部局の課題に対して素早い対応ができると考えられます。

【用語解説】

^{*1} 専決処分：本来、議会の議決が必要な事項について、市長が議会の議決を経ずに自ら処理することをいいます。緊急を要するため議会を開いて議決する時間がない場合（地方自治法第179条第1項）や、議会の権限に属する軽易な事項で、議会が議決により特に指定した事項（地方自治法第180条第1項）について行われます。

^{*2} 常任委員会：それぞれの委員会に属する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査します（地方自治法第109条第2項）。本市議会には、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各部門別の常任委員会に加え、予算、決算に関する各常任委員会の計6常任委員会があります。

^{*3} 特別委員会：常任委員会とは別に、特定の事項や、複数の常任委員会にまたがる事項について審査する必要があるときに、議会の議決により設置される委員会のことをいいます。

^{*4} 所管事務調査：常任委員会が、所管する部局の事務に関する調査を行うことをいいます。（地方自治法第109条第2項、四日市市議会会議規則第100条第1項）

(議会の議決事件)

第10条 議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により特に重要な計画等を議決事件として加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。
- (6) 市民自治基本条例第18条に規定する総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定及び変更に関すること。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられています。加えて、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

現在、本市議会では、各法律及び条例に基いて市が策定する、市の基本構想及び基本計画、地域防災計画、水防計画、老人福祉計画等の特に重要な計画等の策定や変更について、議決事件としています。これにより、計画策定時点から議会意見の反映を可能としています。

今後も必要に応じて、議決事件の追加、見直しを行います。

(政策提案の説明要求)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における根拠又は位置付け
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

【解説】

市長が議会に重要政策等を提案しようとするときは、その背景・目的・効果、総合計画等における根拠や位置付け、関係する法令や条例との関係、実施にあたっての財源や将来に渡ってのコストといった事項について、議会での審議に必要な情報として、説明を市長に求めることを定めています。また、前述の議会への説明に関わらず、重要な変更が生じた政策等について、議会が必要と判断したときは、市長に対し、説明を求めることができることを定めています。

(質問)

第12条 議員は、本会議において、代表質問、一般質問、関連質問及び緊急質問（以下本条において「質問」という。）を行うことができる。

2 議員は、代表質問、一般質問及び緊急質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。

3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。

4 その他質問に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

本会議において、議員が行う質問の種類、通告の義務、手法を規定しています。質問には下記のものがあり、四日市市議会会議規則、四日市市議会における主な慣例・申し合わせで定めています。

代表質問：毎年度の当初予算を審議する会議で市長が行う施政方針、または、市長当選後初めての会議で市長が行う所信表明に対して行う質問をいいます。各会派の代表が質問を行います。

一般質問：議員が、市の一般事務について、市長等に対して行う質問をいいます。

関連質問：一般質問を行った議員と同一会派の議員が、一般質問の内容に関連して、市長等に対して行う質問をいいます。

緊急質問：緊急を要するときや、真にやむを得ないと認められるときに、市長等に対して行う質問をいいます。

一問一答方式：質問項目のうち、ひとつずつの尋ねたい内容を、議員の発言、市長等の答弁というかたちで問答を繰り返す方式をいいます。これに対し、質問項目すべてを一括して議員が質問し、その後一括して市長等が答弁する質問の方法を「一括質問一括答弁方式」といいます。

(反問権)

第13条 本会議又は委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

【解説】

本会議や委員会において、市職員は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。答弁を行うにあたり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。そこで、市職員が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるよう定めることで、議論を明確にしようとするものです。

また、反問には、議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める、「反論」も含まれます。これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待されます。

(発言の取消し勧告)

第14条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

【解説】

議会の会議における発言の訂正、取消しについては、地方自治法及び四日市市議会会議規則において、議員の発言については秩序維持の範囲内で行うことができると規定されていますが、これは市長をはじめとする市職員（以下解説において「市職員」といいます。）には及びません。そのため、議員はもちろん、市職員が、本会議・委員会において無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等の不穏当な発言を行ったときに、議長・委員長が、発言の取消しを勧告できることを定めています。

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

本市の事務は多岐にわたっており、また、専門性の高いものが少なくありません。そのため、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議案の審査や議会が行う討議に反映しようとするものです。

(文書質問)

- 第16条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。
- 2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。
- 3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに応えなければならない。

【解説】

議員が、市政に関して文書による質問を、議長を経由して行うことができることとし、これに対して市長等は速やかに回答する義務があることを定めています。

(附帯決議)

- 第17条 市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議及び委員会において可決された附帯決議を最大限尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【解説】

附帯決議とは、議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するものです。市長等は、付された附帯決議の内容を尊重するとともに、附帯決議の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告する義務があることを定めています。

(採択請願への対応)

- 第18条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【解説】

憲法では、損害の救済、公務員の^{ひめん}罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、誰もが請願を行う権利があることが規定されています。

ここでは、議会として賛意を表した（採択した）請願のうち、市の事務に関わるものについて、市長等が請願趣旨の実現に努めることや、実現に向けた対応の経過などを議会へ報告することを義務付けています。

(政務活動費)

第19条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及びその他の活動を行うものとする。

2 会派又は議員は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号）第5条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【解説】

政務活動費は、議員の調査研究及びその他の活動に役立てるため、地方公共団体会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても条例に基づき交付されています。

ここでは、会派又は議員が政務活動費を有効に活用し積極的に調査研究及びその他の活動を行うことを定めていますが、使途基準に従った適正な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。

本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書、すべての支出にかかる領収書、視察研修報告書等の写しを公開し、使途の説明に努めています。

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

第20条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。

【解説】

議会は、市の予算や条例など、皆さんの生活に密着した事項を取り扱っています。そのため、議会は、市議会だよりや市議会ホームページにより議会活動についての情報を積極的に公開することで、皆さんと情報を共有する必要があります。

本市議会では、情報の共有に向けた取組の一環として、平成18年度から毎年度、議会に対する意見等を把握する意見交換会として「シティ・ミーティング」を開催していますが、ここでは、今後さらにそういった取組を推進していこうという議会としての姿勢を示しており、そのための具体的な手段については本章において次条以降に定めています。

(会議の公開)

第21条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会議その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

【解説】

皆さんに議会の情報を公開し、情報共有を図るため、議会が開催する各種会議は原則公開とすることで、いつでも傍聴できるように定めています。

また、今以上に皆さんに傍聴していただけるような取組を行うことを定めています。

(議長の情報発信)

第22条 議長は、議会における決定事項について、積極的な情報の発信に努めなければならない。

【解説】

議会からの情報発信の手段として、議長が議会の代表として、さまざまなメディアを活用し、議会における決定事項や決定にいたった議論の経過などの情報の提供に努めることを定めています。

(報告会等)

第23条 議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場（以下、本条において「報告会等」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。
2 報告会等に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

皆さんと議会活動や市政に関する情報を共有するため、議会活動についての報告を行うことを定めています。議案の審査における議論の経過や審査結果など、議会としての考え方を報告するとともに、それに対する意見を伺うことで、議会運営や市政発展への参考にしたいと考えています。

第5章 市民参加の推進

(公聴会等)

第24条 議会は、法第115条の2に規定する本会議における公聴会制度及び参考人制度並びに法第109条第5項において準用する法第115条の2の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民等及び有識者の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

本会議等における討議に市民等及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている^{*1}公聴会制度及び^{*2}参考人制度を積極的に活用することを定めています。

【用語解説】

^{*1}公聴会制度：議会在、一定の事項について判断、決定するときに、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考とすることをいいます。地方議会においては常任委員会等が、予算その他の重要な議案に関して、公聴会を開催することができます。公聴会では、賛成、反対それぞれの立場の人から交互に意見を聴きます。

^{*2}参考人制度：常任委員会等が、地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要であると認めたときに、審査の参考とするため利害関係者や学識経験者等の第三者に参考人として出頭を求め、意見を聴くことをいいます。

(市民意見の反映)

第25条 議会は、議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

【解説】

議員が条例制定等をするにあたっては、制定過程で^{*}パブリックコメントの実施や様々な手法により、市民等に対しその素案の説明を行うとともに、意見を募集し、条例案等に反映させることを定めています。

本市議会では、平成16年度の議員提案による「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」制定過程においては、市民参加の取組として「市議会モニター」を設置し、条例案に対する意見をいただき、現在は議会運営等についてのさまざまなご意見をいただいています。

【用語解説】

^{*}パブリックコメント：本市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し市民等からの意見を求め、寄せられた意見に対する本市の考え方を明らかに

するとともに、有益な意見を考慮して本市としての意思決定を行う
しくみ（四日市市パブリックコメント手続条例第2条第1項）

（請願趣旨の聴取）

第26条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

【解説】

議会に提出された請願については、委員会において詳細な審査が行われます。ここでは、委員会における審査を充実させるため、請願の*紹介議員や請願者から、請願を提出するにいたった背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができることとしています。

【用語解説】

* 紹介議員：地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければなりません（地方自治法第124条）。紹介議員は、請願書の表紙に署名を行うことから、少なくとも請願の趣旨に賛同している必要があります。

第6章 議員間討議及び政策提案

（議員間討議及び意見集約）

第27条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。
2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

【解説】

これまで、議会の会議においては、必ずしも議員間の議論が活発であったとは言えず、市長等に対する質疑が中心でした。今後はそれを改め、議員間での議論を活発化していこうという姿勢に加え、議長、委員長といった会議の長が、議論の結果を市政に反映させるための意見集約を行うことを定めています。

（政策提言等）

第28条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

【解説】

前条でも触れましたが、議会は、あらゆる会議において、議員間での討議に努め

ます。その結果、意見集約がなされた事項については、議会として、市長等に対して政策として提言したり、議員から条例制定議案を提出したりするなど、実際の予算、施策に結びつけていかなければなりません。

(調査機関の設置)

第29条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

議회가、本条例第15条の議案の審査又は本市の事務に関する調査を除いた、議会活動や政策の重要案件についての調査のため、必要に応じ調査機関を設置できることを定めています。

学識経験者等の専門的な知識を有する人で構成する調査機関が、当該案件の内容等の調査を行い、議会に対して報告を行うことにより、その報告を議会活動や審査の参考にしようとするものです。

(議会意見の反映)

第30条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された提言及び意見を、政策及び予算案に可能な限り反映させるものとする。

【解説】

第28条の解説のとおり、意見集約がなされた事項は、議会として実際の予算、政策に結びつけていく必要があります。そのため、本条は市長等に対し、予算案や各種政策の策定にあたり、第28条における議員間討議により意見集約がなされ、議長から提出された議会の提言、意見について、可能な限り反映させることを地方自治法に反しない範囲において求めるものです。本条により、市長等の策定した予算案や各種政策における提言、意見の反映状況について、議会に対して説明する責任が生じることになります。

(議員研修)

第31条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

【解説】

議会は、本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、提案する能力を身につ

ける必要があります。そのために、議員にとって必要な研修を実施する義務があることを定めています。

第7章 政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第32条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表であり、本市の意思決定機関である議会の構成員として、市政の発展や市民生活の向上に携わっています。そのため、誠実かつ公正に職務を行わなければなりません。

本市議会では、四日市市議会政治倫理要綱により、議員としての責務と政治倫理基準を定めており、議員は、この内容を遵守し、品位を保持する義務があることを定めています。

(議員報酬)

第33条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議会とは、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会の活用等により市民等の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議員報酬についての考え方を定めています。

議員は、市の意思決定などについて市民を代表しており、議員報酬は、議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動の状況を反映するものとして定められなければならない。

また、議員報酬の改定方法として、市民が議員報酬に関する条例改正の直接請求を行う場合、四日市市特別職報酬等審議会の答申に基づいて市長が改正案を提出する場合、議員が議員報酬改正議案を提出する場合があります。議員が議員報酬改正議案を提出する場合は、事前に公聴会などを開催することにより、意見の聴取や、改正案への意見の反映に努めることを定めています。

議会事務局等の充実

(議会事務局)

第34条 議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。

4 議長は、専門的な知識経験等を有する者を議会事務局職員として任免する等、議会事務局体制の充実に図ることができる。

【解説】

議会事務局は、地方自治法により議会に設置できると規定されています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。

政策立案や政策提言を行うにあたり、議員にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の組織の充実に図ろうとするものです。

また、現在、議会事務局職員は、市職員が出向というかたちで議会に携わっていますが、議会の活性化、充実、発展を心がけて事務にあたらなければなりません。

市長は議会事務局職員の任命権者である議長と議会事務局の職員人事に関して、議長の求めに応じて協議することや、議会運営等の地方議会に関する専門的な知識経験等を有する者を議会事務局職員として任命できるようにすることで、議会事務局体制の更なる充実に図ろうとするものです。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第36条 議会は、一般選挙を経た任期開始毎に、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

通常4年に1度行われる一般選挙後に、この条例に書かれた内容を点検し、必要に応じて条例改正を行うことで、皆さんの信頼を得られる市議会であり続けようとすることを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(四日市市議会定例会の招集回数に関する条例及び四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 四日市市議会定例会の招集回数に関する条例(昭和31年四日市市条例第21号)

(2) 四日市市議会の議決すべき事件を定める条例(平成13年四日市市条例第24号)

(議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部改正)

- 3 議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例(平成14年四日市市条例第25号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(四日市市土地開発公社の健全経営に関する特例条例の一部改正)

- 4 四日市市土地開発公社の健全経営に関する特例条例(平成20年四日市市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年7月12日 四日市市条例第25号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日 四日市市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日 四日市市条例第1号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第24条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日 四日市市条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する

附 則 (令和2年3月25日 四日市市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月24日 四日市市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2

四日市市議会基本条例運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市議会基本条例（平成23年四日市市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会の名称)

第2条 各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称するものとする。

(議会期間日程の調整)

第3条 開会議会、定例月議会、緊急議会及び閉会議会の日程（以下「議会期間日程」という。）の決定に当たっては、議長、市長等の公式行事、公式訪問等の公務に配慮し、あらかじめ執行部との十分な調整のうえ決定し、円滑な議会運営及び行政運営に努めるものとする。

2 前項に規定する議会期間日程のうち、定例月議会に係るものは、各定例月議会最終日又はその前日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の前日）に開催する議会運営委員会において、次々回の定例月議会までの議会期間日程を確認するものとする。議会期間日程の最終調整は、各定例月議会の初日の7日前までに執行部と行うものとする。

3 緊急議会に係る議会期間日程の決定に際しては、議長、市長等の公式行事、公式訪問等の公務による不在等に配慮し執行部と協議するものとし、決定した日程においてやむを得ない理由により議長又は市長が不在の場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 議長が不在の場合 副議長が議長の職務を代理する。

(2) 市長が不在の場合 副市長が市長の職務を受任又は代理する。

(議会運営委員会の開催)

第4条 議会期間日程等の協議のため、議会期間の初日の7日前に議会運営委員会を開催する。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。

(議事日程の作成)

第5条 議事日程は、議会期間ごとに一連の番号を付けるものとする。

(代表質問等)

第6条 代表質問は、2月定例月議会及び市長選挙後、最初の議会期間において行う。ただし、都合によりこれを変更することができる。

2 一般質問は、各定例月議会において行う。

(委員会審査期限)

第7条 四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第41条第1項に定める委員会の審査等の期限は、第4条に定める議会運営委員会において決定した期間までとする。ただし、緊急を要する場合は、この

限りでない。

2 委員会は、前項に定める審査期限を、議会に諮り、延長することができる。

(所管事務調査)

第8条 常任委員会は、必要な手続を経て、会期中いつでも所管事務調査を行うことができる。ただし、議会期間中は、付託された議案及び請願の審査を優先して行わなければならない。

2 所管事務調査の日程は、あらかじめ執行部と十分な協議の上、決定する。

3 所管事務調査における執行部の出席は、最小限にとどめるとともに、委員間討議に努めるものとする。

4 所管事務調査の終了後に報告書を作成し、議長に報告する。

(反問権)

第9条 条例第13条に規定する反問権に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のものの他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。

(2) 反問をできる者は、もとの質問に対して答弁すべき者に限るものとする。

(3) 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合において、注意をした後、反問を制止することができる。

(4) 質問者は、反問に対し答弁しなければならない。

(5) 本会議における反問は、代表質問、一般質問、緊急質問、関連質問及び議案質疑に対して行うことができる。

(本会議における発言の取消し勧告)

第10条 条例第14条に規定する発言の取消し勧告のうち、本会議に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 議員は、本会議において、不穏当な発言があったと思われるときは、議長に対し、その発言の取消しを勧告することを求めることができる。

(2) 議長は、議員から発言の取消し勧告を求められた場合又は議長において不穏当な発言があったと判断した場合、調査のため会議規則第159条第1項に規定する各派代表者会議を招集するものとする。

(3) 調査のため招集された各派代表者会議において、全会一致で不穏当な発言と判断された場合は、議長は、発言した者に対し、発言の取消しを勧告する。

(4) 発言の取消し勧告を受けた者が、勧告に応じ取消しの申出を行った場合は、議長はこれを認め、発言取消しの措置をしなければならない。

(委員会における発言の取消し勧告)

第11条 条例第14条に規定する発言の取消し勧告のうち、委員会に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員は、委員会において、不穏当な発言があったと思われるときは、委員長

に対し、その発言の取消しを勧告することを求めることができる。

(2) 委員長は、委員から発言の取消し勧告を求められた場合又は委員長において不穏当な発言があったと判断した場合は、委員会で調査を行うものとする。

(3) 委員会において、全会一致で不穏当な発言と判断された場合は、委員長は、発言した者に対し、発言の取消しを勧告するものとする。

(4) 発言の取消し勧告を受けた者が、勧告に応じ取消しの申出を行った場合は、委員長はこれを認め、発言取消しの措置をしなければならない。

(文書質問)

第 12 条 条例第 16 条に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書（別記様式第 1 号）においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。

(2) 文書質問は、議会期間中はできないものとする。

(3) 四日市市情報公開条例（平成 12 年条例第 63 号）第 7 条第 2 項に規定する不開示情報は、答弁の対象としない。

(4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書（別記様式第 2 号）を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。

(5) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。

(6) 議長は、第 4 号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。

(7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。

(8) 質問書及びその答弁書の内容は、市議会ホームページ等で公開することとする。

(9) 議会は、文書質問に当たっては、大量等の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとする。

(10) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。

(請願趣旨の聴取)

第 13 条 条例第 26 条に規定する請願趣旨の聴取に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 請願者が、委員会に出席し、請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、請願書を提出するときに、文書にて議長に申し出るものとする。ただし、

請願の審査期限が延長された場合又は継続審査となった場合には、請願者は、新たに又は再度、委員会への出席を申し出ることができる。

(2) 委員会が請願者の出席を許可した場合は、議長は請願者にその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

(3) 紹介議員が、委員会に出席し、請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、文書にて当該請願書の審査を行う委員会に申し出なければならない。

(4) 委員会は、委員会の要求により紹介議員を委員会に出席させる場合は、紹介議員にその日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

(5) 請願者が委員会に出席し意見陳述、趣旨説明する場合においては、委員から質疑を行うことができる。

(請願に関する報告書)

第14条 会議規則第138条の規定により送付した請願について、市長等から当該請願に関する事後の状況、対応等の報告書が提出された場合、議長は、その写しを議員に配布するものとする。

(規程の見直し)

第15条 この規程を改正する場合は、事前に市長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

(四日市市議会図書室規程の一部改正)

2 四日市市議会図書室規程（昭和37年議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(四日市市議会報発行規程の一部改正)

3 四日市市議会報発行規程（昭和53年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 （平成24年3月29日 四日市市議会訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年2月26日 四日市市議会訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

資料 3

四日市市議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市議会モニターを設置することにより、四日市市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

(定員)

第3条 市議会モニターの定員は、50人程度とする。

(資格)

第4条 市議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18年以上の市民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。ただし、四日市大学に在籍する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。
- (2) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

(職務)

第5条 市議会モニターは、次の各号に定める職務を行なうものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「よっかいち市議会だより」及び市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された提言等の処理)

第6条 市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(募集方法)

第7条 議長は、市議会モニターの募集にあたり、以下の方法で募集するものとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦
- (2) 公募

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、前条の規定に基づき推薦された者及び応募した者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢・性別・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第9条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(報酬等)

第11条 市議会モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初めて委嘱を受ける市議会モニターの任期は、第10条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

資料 4

○四日市市議会議会報告会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市議会における議会活動について市民等に対し報告等を行うため、議会報告会（以下「報告会」という。）を設置する。

(報告会)

第2条 報告会は、議長が主宰する。

(協議事項)

第3条 報告会の内容等の協議事項については、議会運営委員会において決定する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、報告会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

○四日市市議会議会報告会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、四日市市議会基本条例（平成23年四日市市条例第1号）第23条第2項及び四日市市議会報告会設置要綱第4条の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(開催の時期)

第2条 報告会は年2回開催し、8月定例会議会及び2月定例会議会の終了後、速やかに開催するものとする。

(開催内容)

第3条 開催時間は2時間程度とし、第1部は議会からの報告、第2部は市民との意見 交換会としてシティ・ミーティングを実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各常任委員会は、特定の団体等を選定して、シティ・ミーティングを開催することができる。

3 シティ・ミーティングのテーマについては、各常任委員会又は議会運営委員会において協議し決定するものとする。

(会場等)

第4条 報告会を開催する会場は、議会運営委員会において決定するものとする。

2 災害その他やむを得ない理由により会場での開催が困難な場合は、議会運営委員会において協議し、開催方法を決定するものとする。

(報告内容)

第5条 報告会において報告する事項は、次のとおりとする。

(1) 各常任委員会に付託された議案、請願並びに予算及び決算常任委員会の分科会として審査された予算及び決算に関すること

(2) 各常任委員会の所管事務調査に関すること

(3) 議会の活動に関すること

(4) その他議長が必要と認める事項

(出席議員)

第6条 報告会に出席する議員は、議会運営委員会において協議し決定する。

(役割)

第7条 報告会における司会進行及び報告者は、各常任委員会又は議会運営委員会において協議し決定する。

2 質疑応答については、各出席議員で行うものとする。

(記録及び公表)

第8条 報告会の内容について概要をまとめ、市議会のホームページに掲載するものとする。

(報告会における意見)

第9条 報告会において、特に対応が必要と思われる意見については、正副議長及び各常任委員会正副委員長において対応を協議する。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、報告会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会において諮り定めるものとする。

四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントその他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。
- (2) 職員 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 議長は、ハラスメントの防止等に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(議員の責務)

第5条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止等に関する行動指針を遵守することにより、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員が特殊な関係にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重するこ

とを通じて、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、ハラスメントに当たる行動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第6条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修等)

第7条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。

(継続的な検討)

第8条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和〇年 8 月定例月議会 決算常任委員会〇〇分科会)

No. 〇

事業名		
事業概要		
	予算現額／決算額	
政策提言に向けた論点について		
1. 質疑・答弁の要旨		
2. 議員間討議によって出された意見		
3. 事業実施に関する各委員の意見表明		
分類	備考	
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの	
②縮小		
③拡大		
④新規事業の実施		
⑤その他	事業実施手法の見直し など	
4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）		
※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。		

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～
(令和〇年２月定例会議会 予算常任委員会)

No. 〇

事業名											
事業概要											
	決算額										
翌年度予算への提言											
<提言>											
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】											
【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】 1. 主な意見 2. 反映状況 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">分類</th> <th style="background-color: #fce4d6;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;">①廃止</td> <td rowspan="4" style="background-color: #fce4d6;">次年度事業費予算に関連するもの</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;">②縮小</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;">③拡大</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;">④新規事業の実施</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">⑤その他</td> <td style="background-color: #d9e1f2;">事業実施手法の見直し など</td> </tr> </tbody> </table>			分類	備考	①廃止	次年度事業費予算に関連するもの	②縮小	③拡大	④新規事業の実施	⑤その他	事業実施手法の見直し など
分類	備考										
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの										
②縮小											
③拡大											
④新規事業の実施											
⑤その他	事業実施手法の見直し など										